

Advanced Electronic & Mechatronics Devices and Components Exhibition
TECHNO-FRONTIER 2010

会期 2010年7月21日(水)～7月23日(金) 10:00～18:00 (最終日は17:30終了) 会場 東京ビッグサイト

出展申込書

申込期限:2010年2月26日(金)

社団法人日本能率協会 行 当社は、裏面記載の出展規定を遵守し、下記のとおり出展申込みをいたします。

① お申込み展示会 ※ご出展希望の展示会に「◎」を入れてください。併せて他展示会にもご登録を希望の場合は、そちらに「○」を入れてください。小間は「◎」の展示会内に配置いたします。

メカトロニクス・トータルソリューション

- 第28回 モータ技術展
- 第19回 モーション・エンジニアリング展
- 第3回 メカトロニクス制御技術展
- 集中展示 車載機器向け小型・精密モーターゾーン
- 集中展示 リニア・ダイレクトドライブゾーン

エレクトロニクス・トータルソリューション

- 第25回 電源システム展
- バッテリー技術展
- 第23回 EMC・ノイズ対策技術展
- 集中展示 エネルギー・ハーヴェスティングゾーン
- 第19回 ボード・コンピュータ展
- 第12回 熱対策技術展
- R&D 生産・設計支援システム展
- 電子・機構部品 洗浄技術展

② 出展小間(1小間(芯々):2.97m×2.97m) ※該当箇所にご記入ください。

	申込項目	区分	単価(消費税5%含)	申込数	料金
早期申込	■出展小間料 東京ビッグサイト移転記念 申込期限:2009年12月18日(金)	会員	¥325,500	×()小間	= ¥
		会員外	¥357,000	×()小間	= ¥
通常申込	■出展小間料	会員	¥346,500	×()小間	= ¥
		会員外	¥388,500	×()小間	= ¥
	■ウェブガイド掲載料(全出展者必須)		¥36,750	1枠	= ¥ 36,750
合計			¥		

会員区分については裏面(出展規定第4条)をご確認ください。
 ※「ウェブガイド」掲載料は貴社およびその出展製品をホームページに掲載し、来場者に紹介するため、全出展者にご負担いただくものです。

③ 出展申込書に基づき、事務局より請求書をお送りしますので、指定口座までお振込みください。〔支払期限:2010年4月30日(金)〕

※本申込書に記載される諸事項は、会場案内等に掲載される表記の原本資料となりますので、正確に記入してください。※本申込書の両面コピーをとり、必ず控えとして保存してください。
 ※社印・代表者印無きものは、無効とさせていただきます。

④ 会社・担当者情報

			申込日: 年 月 日		
会社名	和文	フリガナ	代表者	役職名	氏名
	英文				
本社所在地	〒 都道府県 市区郡		TEL		
			FAX		
出展担当者連絡先所在地	〒 都道府県 市区郡		TEL		
			FAX		
出展担当者	所属部署		役職名	氏名	
				性	名
E-mail					
ホームページ	http:// www.				

	受付	P M	G M	申込受付番号	請求書発行日	請求書確認	備考
事務局記入欄							新 既 復 会 員 非 会 員

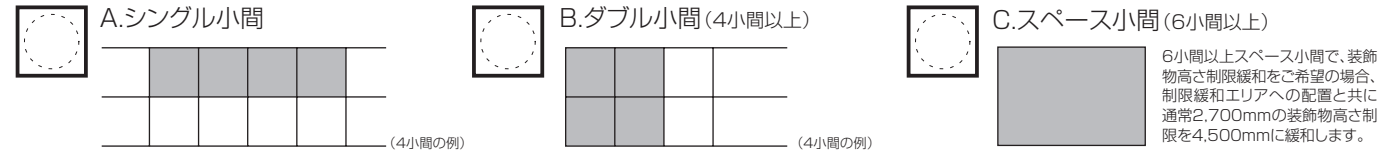
※必ず裏面(出展規定)をご確認のうえ、ご記入ください。

④ 出展者名(共同出展情報等含む) (来場者向けホームページ・会場案内図等に記載されます)

- ・共同出展がある場合、またその会社との社名併記をご希望の際にご記入ください。
- ・ブランド名(例:日本能率協会⇒JMA)による標記をご希望の際にもご記入ください。

出展会社名	和文	<input type="checkbox"/> 申込会社名と同様 <input type="checkbox"/> 変更(フリガナ) フリガナ
	英文	<input type="checkbox"/> 申込会社名と同様 <input type="checkbox"/> 変更(下記にご記入ください)

⑤ 希望小間タイプ ※4小間以上お申込みの出展者は、希望のタイプに◎してください。



※ご希望に添いかねる場合もありますのでご了承ください。

制限緩和エリアへの配置を了承し装飾物高さ制限緩和を希望します。(√印をご記入下さい)

⑥ 出展予定製品 ※貴社の出展予定製品をご記入ください。新規出展者の方は、会社案内および製品カタログを必ずご添付ください。

出展予定製品	備考(一般名称など)	該当展示会(①～⑬) 下記の展示会番号(①～⑬)をご記入ください。
例) ○□△モ-タ	DCモ-タ	①

展示会番号		
① 第28回 モータ技術展	⑥ 第25回 電源システム展	⑩ 第19回 ボード・コンピュータ展
② 第19回 モーション・エンジニアリング展	⑦ バッテリー技術展	⑪ 第12回 熱対策技術展
③ 第3回 メカトロニクス制御技術展	⑧ 第23回 EMC・ノイズ対策技術展	⑫ R&D 生産・設計支援システム展
④ 集中展示 車載機器向け小型・精密モーターゾーン	⑨ 集中展示 エネルギー・ハーヴェスティングゾーン	⑬ 電子・機構部品 洗浄技術展
⑤ 集中展示 リニア・ダイレクトドライブゾーン		

⑦ 通信欄

隣接出展予定企業、ブースを離してほしい企業、その他ご希望事項、事務局への連絡事項等があればご記入ください。

--	--	--

⑧ 「合同交流会」ご出席予定者

※2010年7月21日(水) [予定]に展示会・シンポジウム関係者等をお招きして「合同交流会」(開会レセプション)を開催いたします。貴社より、左記の代表者以外の方がご出席の場合のみご記入ください。7月初旬にご招待状をお送りいたします。

会社名	所在地	〒
役職名	氏名	

<個人情報のお取り扱いについて>
 (社)日本能率協会では、個人情報の保護に努めております。詳細は小会の個人情報保護方針(http://www.jma.or.jp/privacy)をご覧ください。今回、ご記入いただきました出展者の皆様の個人情報は、本催しの出展に関する諸手続および小会主催の催しに関する案内のために利用させていただきます。なお、個人情報は本催しに関する確認・連絡および各種手続のため機密保持契約を締結した業務委託先(事務局協力会社および郵便物配送業者)に預託することがありますのであらかじめご承知おきください。

送付先 TECHNO-FRONTIER事務局
 〒105-8522 東京都港区芝公園3-1-22 社団法人 日本能率協会 開発・技術振興本部内
 TEL.03-3434-1410(直通) FAX.03-3434-3593

TECHNO-FRONTIER 2010 出展規定

第1条 (出展物)

(1) 出展物は、展示会の開催趣旨、目的に沿い、かつ事前に主催者の承諾を得た品目とします。

(2) 次の各号に該当するものは、出展を禁止します。

- ①輸出入・販売禁止品・麻薬、その他の法禁物
- ②引火性・爆発性または放射性危険物
- ③工業所有権を侵害するか、そのおそれのある物
- ④裸火を使用する物（但し、所轄消防署の許可を受けた場合を除く）
- ⑤主催者の事前の承諾を得られなかった物
- ⑥所轄行政庁より指示・勧告のあった物
- ⑦その他関連法令に抵触するおそれがある物及び公序良俗に反する物

(3) 前項に該当する以外の物でも、展示会の正常な運営に支障をきたすおそれがあると認められる物については、出展前はもとより出展中にあっても、その出展を規制または禁止させていただくことがあります。

(4) 主催者は、出展者が、本出展申込みの前後を問わず本状(2)(3)により禁止された物、もしくは規制された物を出展していた場合には、出展者に対し、当該出展物の展示の取りやめ、もしくは当該規制に従うよう通知しますので、通知を受けた出展者は、この通知後即時に、当該出展物の出展の取りやめ、もしくは規制に従っていただきます。

(5) ①前項において、出展者が主催者の指示に従わない場合は、出展者は、主催者に対し、違約金として当該出展小間料の3倍に相当する金員を即時に支払うとともに、主催者は、当該出展者の費用により、当該出展者に代わって当該出展物の撤去、その他のしかるべき措置を取ることができます。これにつき出展者は、主催者に対し、一切の責任追及を行わないものとさせていただきます。

②出展者は前号のことをあらかじめ了解のうえ、本出展申込をすることとし、将来この点についての異議は一切受けません。

第2条 (出展小間のレイアウト)

出展小間のレイアウトは、主催者が、会場ゾーニング計画、過去の実績（主催者主催の展示会への出展回数等）、小間数、出展物、実演の有無、申込順等を勘案のうえ決定します。

第3条 (展示期間及び展示時間)

展示期間は、2010年7月21日～同年7月23日までの3日間とし、展示時間は午前10時から午後6時までとします。（最終日は午後5時半まで）

第4条 (出展小間料)

出展小間料は、下記のとおりとします。

[会場移転記念・早期申込割引]

会場移転を記念し、TECHNO-FRONTIER2010に限り、以下のとおり早期申込割引を設けます。この機会をぜひご活用ください。早期申込・通常申込とも、上記出展小間料の他に、「ウェブガイド」掲載料(¥36,750[税込])を加算させていただきます。

	小間単価	消費税(5%)	計
会 員	¥310,000	¥15,500	¥325,500
会員外	¥340,000	¥17,000	¥357,000

※早期申込申込期限:2009年12月18日(金)

[通常申込]

	小間単価	消費税(5%)	計
会 員	¥330,000	¥16,500	¥346,500
会員外	¥370,000	¥18,500	¥388,500

※会員は(社)日本能率協会会員を指します。なおモバイルコンピューティング推進コンソーシアム会員企業につきましても会員扱いとさせていただきます。

*上記出展小間料の他に、「ウェブガイド」への掲載料(¥36,750[税込])を加算させていただきます。

第5条 (出展申込等について)

出展申込方法、申込期限、出展料の支払い期限、支払い方法等については下記によります。

◆出展申込方法

表面の出展申込書に必要事項をご記入のうえお申込みください。また、初めて出展申込みをされる場合は、事前に会社経歴書(または会社案内)、出展予定商品のカタログ(または取扱商品カタログ)を事務局までご提出ください。なお、出展内容が本展の趣旨にそぐわない場合は、受付をお断りすることがありますので、あらかじめご了承ください。

＜出展申込期限＞

2010年2月26日(金)

※ただし、予定小間数になり次第、締め切らせていただきます。

＜出展申込先＞

TECHNO-FRONTIER事務局

〒105-8522 東京都港区芝公園3-1-22

(社)日本能率協会 開発・技術振興本部内

Tel:03(3434)1410(直通) Fax:03(3434)3593

◆出展料金支払い方法

出展申込書に基づき、事務局より請求書をお送りしますので、指定口座までお振込みください。※振込手数料は、貴社にてご負担ください。

なお、期限内にお支払いいただけない場合は、出展を取消させていただきますので、あらかじめご了承ください。

＜支払い期限＞2010年4月30日(金)

第6条 (出展契約の成立時期)

本出展申込書に基づく出展契約（以下、本出展契約という）の成立時期は、前条により主催者が出展料金の請求書を発送した時点とします。

第7条 (出展物の管理)

(1) 各出展者は、自己の責任と費用において、各出展小間内への出展物の搬出入と出展小間内での出展物の管理をしてください。

(2) 主催者は、自らの責めに帰すべき場合を除き、天災地変その他不可抗力の原因による場合を含め出展物の損傷、その他出展物に関する一切の事故について、その責任を負いません。

第8条 (事故防止及び責任)

(1) 出展者は、出展物の搬出入、展示、実演、撤去等に際し、最善の注意を払い、事故防止に努め、万一事故が発生した場合の責任は、出展者において負うものとします。

(2) 主催者は、出展者に対し、出展者の負担で、作業の中止・制限、その他事故防止のため必要な措置を取ることを命ずることができます。

(3) 主催者は、自らの責めに帰すべき場合を除き、発生した事故につき一切の責任を負いません。

第9条 (展示会開催の変更及び中止)

(1) 主催者は、天災地変その他の不可抗力および主催者の責めに帰しえない原因により会期を変更、または本出展契約を解除する事があります。

(2) 主催者は、開催規模、出展内容、来場者動員数等から予測して、展示会開催の趣旨・目的の達成が困難と判断した場合は、本出展契約を解約し、展示会の開催を中止できるものとします。

(3) (1)及び(2)の場合、主催者はこれによって生じた出展者、またはその他の者の損害につき、責任を負いません。

第10条 (出展者による出展の取消し)

(1) 出展者からの出展申込のすべてまたは一部の取消し、解約は、主催者においてこれを了承しない限り、認めません。

(2) 前項につき、主催者が出展者の出展のすべてまたは一部取消し、解約を了承する場合には、出展者は、下記のとおりキャンセル料を支払わなければなりません。

なお下記表中の「期日」は、出展者からの出展取消し、解約の意思表示が、主催者に書面で到達した時点をもって区別します。

[早期申込]

期 日	キャンセル料
2009年12月19日(土)～2010年2月25日(土)	出展小間料 ^① の50%

※税抜金額

[早期申込・通常申込]

期 日	キャンセル料
2010年 2月26日(金)～ 4月30日(金)	出展小間料 ^① の70%
2010年 5月 1日(土)～ 5月31日(月)	出展小間料の80%
2010年 6月 1日(火)～ 6月30日(水)	出展小間料の90%
2010年 7月 1日(木)以降	出展小間料の100%

※税抜金額

第11条 (日本国内への入国手続き)

出展者が、本出展のため日本国内への入国手続きを必要とする場合、出展者は自己の責任において日本国内への入国手続きを行うものとし、入国審査に関わる全ての手続き、ならびに経費に対しては主催者は一切の責任を負いません。また、何らかの理由によりわが国に入国できないために出展契約を解約する場合には、出展者は主催者に対し、第10条によりキャンセル料を支払わなければなりません。

第12条 (搬出入および会場施設)

搬出入及び会場施設については下記によるものとします。

①会場

東京ビッグサイト(有明・東京国際展示場)

②搬入期間

2010年7月19日(月) 9:00～18:00

7月20日(火) 8:00～18:00

※残業可(届出制)

③搬出期間

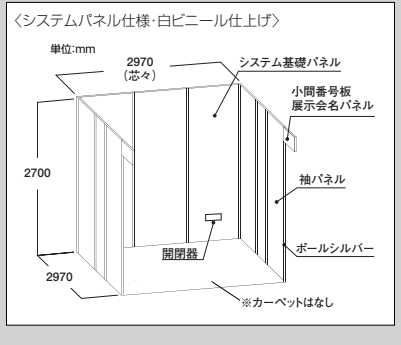
2010年7月23日(金) 17:30～22:00

※上記時間内に、装飾材料の撤去を含む一切の作業を完了してください。

④展示小間の基本施設

a. 基礎小間

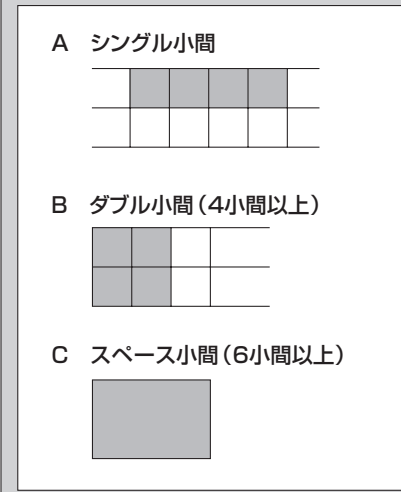
基礎小間は、主催者側で後壁・側壁(システムパネル仕様、白ビニール仕上げ)、展示会名パネル(取り外し不可)を統一して施工します。その他、展示小間内の装飾(展示台、棚等)は、出展者の負担となります。



b. 標準小間

1小間は間口2.97メートル×奥行2.97メートル×高さ2.7メートルとし、これを単列または複列に配列します。ただし主催者は、出展規模、展示物の状況等により変形小間を設置することがあります。

◆小間タイプ



注1) 4小間以上はダブル小間が選択できます。
注2) 原則として6小間以上はスペース小間の提供が可能です。

注3) 各出展者の間仕切りは、主催者側で設置します。(システムパネル仕様、白ビニール仕上げ)
注4) 隣接小間が無い場合は、間仕切りはつきません。

⑤電気設備

1小間につき单相100V/300W容量までの電気供給一次幹線工事は、主催者側において行います。供給幹線は小間内まで配線し、開閉器を設けます。それ以上の幹線工事および二次側電気配線工事と電気使用料は、出展者の負担となります。

第13条 (諸経費の負担)

(1) 電気、電話、給排水設備などを必要とする出展者は、別に定める申込み手続きを取り、所定料金を支払うものとします。

(2) 出展物の輸送、搬出入、展示、実演、撤去、その他出展者の行為に属する費用ならびに出展物、出展者に対する損害賠償等の保険料は、すべて出展者の負担となります。

第14条 (出展規定の変更)

主催者は、やむを得ない事情があるときは、本出展規定を変更することがあり、出展者はあらかじめこれに同意し、変更後の新規定等を遵守することとします。

第15条 (禁止事項)

出展者の次の行為を禁止します。

- ①本出展契約上の出展者としての地位又は権利の全部又は一部につき、その権利の譲渡、売買をなし、又は転貸し、あるいは担保に供すること。
- ②指定された場所以外の展示場建物の内外部または周辺に看板、掲示板、広告標識等を設置、または掲出すること。但し、主催者が事前に承諾した場合はこの限りではありません。
- ③重量物、または不潔、悪臭等により他人の迷惑となる物品を搬入すること。
- ④来場者および他の出展者に迷惑となる行為(騒音・臭い・パフォーマンス等)をすること。
- ⑤出展小間を含む展示場建物に損害を及ぼすような行為をすること。
- ⑥その他本出展規定において禁止された事項。

第16条 (契約の解除)

主催者は、出展者が次のいずれかに該当する場合は、出展者に対し何等の催告なく、本件出展契約を解除することができるものとし、この場合、主催者が損害をこうむったときは、出展者に対してその損害の賠償を請求することができます。

- ①出展料の全部又は一部を支払わない場合。
- ②出展禁止物を出展し、又は出展につき主催者の定める規定に従わない場合。
- ③出展小間を、展示会出展の目的以外に使用した場合。
- ④出展小間を使用しない場合。
- ⑤解散もしくは仮差押、仮処分、強制執行、競売、特別清算、破産、民事再生、会社更生、会社整理の各申立てがあった場合。
- ⑥手形・小切手につき不渡処分を受けた場合。
- ⑦公租公課につき滞納処分を受けたとき。
- ⑧著しく主催者の信用を失墜する事実があったとき。
- ⑨その他本出展規定及びこれに基づく「出展の詳細手引」に違反した場合。

第17条 (原状回復)

本出展契約が解約、解除、期間終了、その他事由の如何を問わず終了したときは、出展者は主催者に対し、次に従って出展小間を明け渡さなければなりません。

①出展小間を原状に回復すること。

但し、出展者が回復工事を行わないときは、主催者においてこれを回復し、その費用は出展者が負担するものとします。

②出展小間の明け渡し後、出展者が出展小間内に残置した物件があるときは、主催者は任意にこれを処分することができるものとします。

③出展者は、出展小間の明け渡しに際し、その事由、名目の如何にかかわらず、出展小間、諸造作及び設備について支出した必要費、有益費の償還請求、又は移転料、引退料、権利金等一切の請求をしないことはもちろん、出展小間内に自己の費用をもって施設した諸造作、設備等の買い取りを主催者に請求することはできません。

④出展者が本出展契約終了後、出展小間を明け渡さないときは、契約終了の翌日から明け渡し完了に至るまで当該出展小間料(ただし、日割り計算による)の3倍相当の違約金及び諸費用を主催者に支払い、かつ明け渡し遅滞により主催者が損害をこうむったときは違約金とは別にその損害をも賠償いただきます。

第18条 (遅延損害金)

出展者において、本出展契約上の金銭債務の履行を遅滞した場合には、遅滞の日から年14.6%の割合による遅延損害金をお支払いいただきます。

第19条 (立ち入り点検)

(1) 主催者またはその使用人は、建物の保全、衛生、防犯、防火、救護、その他建物の管理上必要あるときは、あらかじめ出展者に通知した上で出展小間に立ち入り、これを点検し、適宜の措置をとることができるものとします。

ただし、非常の場合や主催者があらかじめ旨を出展者に通知することができないときは事後の報告をもって足りるものとします。

(2) 前項の場合、出展者は主催者の措置に協力しなければなりません。

第20条 (出展の詳細手引)

出展者は、「出展の詳細手引」を、本出展規定に付帯するものとして遵守しなければなりません。

第21条 (小間内の出展者常駐)

出展者は、展示期間中、主催者指定の出展者バッジを常時着用し、かつ小間内に展示時間中常駐し、来場者との応対、出展物の管理にあたることとします。

第22条 (マイク使用の禁止と音量規制)

- (1) マイクを使用した商品説明は原則として禁止します。(詳細は「出展の詳細手引」を参照)
- (2) 小間内のAV機器の音量や商品自体が発生する音量は、小間前面2メートルの位置で計測して60デシベル以下とします。
- (3) 館内における音楽の生演奏は厳禁いたします。

第23条 (廃棄物の処理)

- (1) 展示廃棄物、使用済みの資材や小間内・周辺の塵・クズは、出展者の責任によりお持ち帰りください。
- (2) 放置廃棄物の処理費用については、会期終了後、主催者が出展者に実費請求しますので、出展者は請求書受領後直ちにお支払いください。

第24条 (装飾・施工)

- (1) 装飾物は各出展者間の間仕切の枠外にはみ出ることを禁止します。
- (2) 展示場の通路上に施設や標示などを設けないでください。
- (3) 装飾物についての高さは床面より原則2.7メートル以下とします。ただし主催者が特別に定める条件を満たした場合においてはこの限りではありません。

(4) 出展にあたっての天井構造の使用は、主催者の承諾のない限り、禁止とします。

(5) 出展者は、主催者が出展者説明会において説明する事項を遵守するものとします。

(6) 出展者が本条(1)から(5)のいずれかに違反し、主催者からは是正するよう通知されたにもかかわらず、出展者がこれに従わない場合には、主催者は自ら、出展者の費用負担で、その違反物の撤去その他の措置を取ることができるものとし、出展者はこれにつき主催者に対し異議を述べず、かつ何等の請求もしいこととします。

第25条 (管轄裁判所)

本出展契約から生ずる権利義務について争いが生じたときは、東京地方裁判所を第1審管轄裁判所とします。

以 上